

平成25年第1回防府市議会定例会会議録（その7）

○平成25年3月26日（火曜日）

○議事日程

平成25年3月26日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第18号 防府市行政経営改革委員会条例の制定について
議案第26号 防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について
議案第34号 平成25年度防府市競輪事業特別会計予算
(以上総務委員会委員長報告)
議案第19号 防府市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第21号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
議案第31号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
議案第41号 平成25年度防府市介護保険事業特別会計予算
(以上教育厚生委員会委員長報告)
議案第17号 防府市ごみ処理基本計画について
議案第20号 防府市水産総合交流施設設置及び管理条例の制定について
議案第30号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
議案第35号 平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第36号 平成25年度防府市索道事業特別会計予算
議案第37号 平成25年度防府市と場事業特別会計予算
議案第38号 平成25年度防府市青果市場事業特別会計予算
議案第39号 平成25年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第40号 平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第42号 平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第43号 平成25年度防府市水道事業会計予算
議案第44号 平成25年度防府市工業用水道事業会計予算
議案第45号 平成25年度防府市公共下水道事業会計予算

(以上環境経済委員会委員長報告)

- 4 議案第33号 平成25年度防府市一般会計予算
(予算委員会委員長報告)
- 5 報告第3号 契約の報告について
- 6 報告第4号 契約の報告について
- 7 議案第46号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 8 議案第47号 平成24年度防府市一般会計補正予算(第9号)
議案第48号 平成25年度防府市一般会計補正予算(第1号)
- 9 議案第49号 防府市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
- 10 議案第50号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例中改正について
- 11 議案第51号 平成25年度防府市一般会計補正予算(第2号)
- 12 議案第52号 特別委員会の設置について
- 13 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員(25名)

1番	高砂朋子君	2番	久保潤爾君
3番	山田耕治君	4番	吉村弘之君
5番	橋本龍太郎君	6番	木村一彦君
7番	山本久江君	8番	安村政治君
9番	上田和夫君	10番	田中敏靖君
11番	和田敏明君	12番	藤村こずえ君
13番	清水浩司君	14番	重川恭年君
15番	安藤二郎君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	河杉憲二君
19番	三原昭治君	20番	今津誠一君
21番	平田豊民君	22番	中林堅造君
23番	田中健次君	24番	松村学君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	阿川雅夫君
総務課長	末吉正幸君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	柳博之君	健康福祉部長	清水敏男君
健康福祉部理事	江山浩子君	産業振興部長	吉川祐司君
土木都市建設部長	金子俊文君	入札検査室長	福田一夫君
会計管理者	亀重正勝君	教育部長	藤井雅夫君
農業委員会事務局長	堀浩二君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	永田美津生君	消防長	永田眞君
上下水道局次長	大田隆康君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、吉村議員、5番、橋本議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第18号防府市行政経営改革委員会条例の制定について

議案第26号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他

の勤務条件に関する条例改正について

議案第 34 号平成 25 年度防府市競輪事業特別会計予算

(以上総務委員会委員長報告)

議案第 19 号防府市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第 21 号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

議案第 31 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

議案第 41 号平成 25 年度防府市介護保険事業特別会計予算

(以上教育厚生委員会委員長報告)

議案第 17 号防府市ごみ処理基本計画について

議案第 20 号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例の制定について

議案第 30 号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

議案第 35 号平成 25 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 36 号平成 25 年度防府市索道事業特別会計予算

議案第 37 号平成 25 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 38 号平成 25 年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第 39 号平成 25 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 40 号平成 25 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 42 号平成 25 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 43 号平成 25 年度防府市水道事業会計予算

議案第 44 号平成 25 年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第 45 号平成 25 年度防府市公共下水道事業会計予算

(以上環境経済委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第 17 号から議案第 21 号まで、議案第 26 号、議案第 30 号、議案第 31 号、及び議案第 34 号から議案第 45 号までの 20 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 18 号、議案第 26 号及び議案第 34 号について、総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

[総務委員長 松村 学君 登壇]

○24 番(松村 学君) おはようございます。さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第 18 号、議案第 26 号及び議案第 34 号につきまして、去る 3 月 13 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

はじめに、議案第18号防府市行政経営改革委員会条例の制定について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「第3条に規定されている委員の人数は20人以内となっているが、予算上は14人となっている。第2項第1号から第3号までの委員の人数の予定はどのようになっているのか。また、その人数割合にしたのは、なぜか」との質疑に対し、「委員の人数につきましては、予算書に記載のとおり14人で、内訳は、学識経験を有する者を2人、各種団体の推薦を受けた者を8人、公募の手続により決定した者を4人、予定しております。この人数割合といたしましては、現行の防府市行政経営改革委員会では、公募委員を2人としておりますが、平成24年9月に制定された防府市参画及び協働の推進に関する条例に公募委員の必要性が規定されておりますので、2人増やし、4人としております。学識経験者につきましては、現行どおりの人数でございます。また、幅広い意見を反映させるということで、各種団体の推薦委員を8人としております」との答弁がございました。

また、「女性委員の登用については、どうか」との質疑に対して、「公募委員につきましては男女の割合を考慮して選定いたします。各種団体の推薦委員につきましても検討いたします。なお、現行の委員会におきましては12名中5名が女性委員となっております」との答弁がございました。

これに対し、「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱には、女性委員の登用については、「防府市男女共同参画推進計画」に基づき、その登用割合が30%以上になるよう努めることと規定されている。この30%というのは最低限なので女性委員を積極的に登用願いたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「今回廃止される行政経営改革委員会においては、執行部の思うような答申がなされ、それが市民の声だとされてきた。これからの防府市政を問うような重要な委員会の委員の選任に当たっては、多様な意見が出されていくことが必要だと考える。そのためには、公募委員を確保して公平公正な立場から委員を選定することが必要である。他市においては、公募委員の割合は3割というところもあるが、今回は4人から減らすことはないということで、消極的に賛成する。今後は、公募委員の割合を増やすことを検討していただきたい」という賛成の意見と要望がございまして、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第26号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「平成25年度中に任期満了を迎える特別職がないのに平成25年4月1日施行とするのは、なぜか。また、現市長には適用しないのは、なぜか」との質疑に対

し、「防府市特別職報酬等審議会は議員の報酬、市長・副市長の給料及び退職手当、並びに行政委員の報酬について、御意見をいただく審議会であり、毎年2月に開催しておりますが、平成24年6月議会において、議員提出の特別職の退職手当を減額する条例案が可決されましたので、例年より早く、11月から開催し、議員の報酬及び市長・副市長の給料、退職手当等について御審議いただきました。2月に答申が出されましたので、今議会に条例改正案を提出いたしました。また、現市長には適用せず、減額した退職手当を支給するというのは、再選時の公約に議員を半減できれば、市長の退職手当を削減するとしておりましたこと等によるものと思われます。ほかの特別職につきましても、ある程度、もとの支給基準に戻したいという市長の思いがあるものと思われます」との答弁がございました。

また、「防府市特別職報酬等審議会の答申が出されるに至った経緯を公表できないのは、なぜか」との質疑に対し、「防府市特別職報酬等審議会に経緯の公表について御相談したところ、「会議を開催するに当たり、非公開で開催するので自由に意見を発言してくださいとしていたもので、公表してもらっては困る」との御見解でございました。また、今後の運営に当たっての信頼関係もございます。他の場面での行政運営上の問題も出てくる可能性もありますので、行政として、現段階では公表できないと判断いたしました」との答弁がございました。

これに対し、「今回の件については納得がいかない。今後の審議会のあり方をも問う中身だと思う」との意見がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、賛成意見として、「特別職の仕事に見合った手当というものは払うべきである。これがさらに減額されると、今後、特別職になる者がいなくなることが懸念される。また、今回の改正案は、防府市特別職報酬等審議会の答申の額からさらに減額する内容の改正案であるので賛成する」というものがございました。

一方、反対意見として、「従来から特別職の退職手当の額については、市民感覚からすると理解できないという意見が多くあった。平成24年6月議会において、特別職の退職手当を廃止するのではなく職員並みにするというので賛成しておりますので、今回の改正案には反対する」というものや、「防府市特別職報酬等審議会の答申に改正の理由が3点挙げられているが、どれも具体的な支給額を決定する根拠にはなっていない。また、市民感情からも納得できるものではないので反対する」というものがございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により原案を不承認とした次第でございます。

次に、議案第34号平成25年度防府市競輪事業特別会計予算の審査の過程における質

疑等の主なものを申し上げますと、「入場料が、平成24年度当初予算と比べ約2割減となっているがファン獲得のための施策はどうか」という質疑に対し、「平成24年度後半から、場内において、レース展望や解説を競輪選手会の協力を得て施行実施しております。ファンの皆様に好評を得ていることから本年度も継続する予定でございます」との答弁がございました。

また、「JKA交付金の負担軽減についてはどうなっているのか」との質疑に対して、「平成24年度から、交付率が引き下げとなり、防府競輪の交付率は、平成23年度は、売上の約3%でしたが、平成24年度は、売上の約1.84%を見込んでおります。全国的にも同様の水準で負担率が下がるものと考えております。さらに、平成24年度以降、赤字幅を限度額として、1号及び2号交付金が翌年度に還付されることとなりました」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育厚生委員会に付託されておりました議案第19号、議案第21号、議案第31号、及び議案第41号について、教育厚生委員長の報告を求めます。

〔教育厚生委員長 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） 教育厚生委員会に付託となっております議案第19号防府市子ども・子育て会議条例の制定について、議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について、議案第31号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、並びに議案第41号平成25年度防府市介護保険事業特別会計予算の4議案につきまして、去る3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第19号防府市子ども・子育て会議条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げますと、「委員のうち、公募などを除く、関係行政機関や各種団体の委員には、どのような方を想定しているのか」との質疑に対し、「現在、次世代育成支援行動計画の実施状況等について、審議をしていただいている児童福祉関係の施設や子育て支援団体など、現行の児童環境づくり連絡協議会の委員さんを中心に、子育て支援にかかわっておられる方々を選定したいと考えております」との答弁がございました。

また、「新たに策定することとなる計画への女性の意見の反映については、各種団体からの委員について、できるだけ女性委員の推薦をお願いしていきたい」との答弁もござい

ました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、当委員会いたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について、御報告申し上げます。

質疑等の主なものを申し上げますと、「今回の条例改正は、学校運営協議会の委員から意見があったためか、県内の動きを踏まえてのものなのか」との質疑に対し、「委員から、報酬について意見は出ていませんし、県内他市での特段の動きはありませんが、学校運営協議会には、法律によりある程度の権限が与えられており、報酬を支払わないことについては、違法ではないが適切ではないとの判断から、法的な制度の上で、きちんとした対応をすべきと考え、提案しているものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「報酬を支払っているのは、全国的にも半分以下であり、県内では全く支払われていない状況でもある。規則で無償と定めれば、報酬を支払わなくても問題はないと思う」との意見もありましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第31号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「野球場については、旧スポーツセンターのときの料金体系と異なっているが、他市と比べてどういう状況なのか」との質疑に対し、「1時間あたりの料金で比較しても、同程度の規模の美祢市民球場よりも安く、他市に比べても安価な設定となっております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、当委員会いたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

最後に、議案第41号平成25年度防府市介護保険事業特別会計予算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、「制度開始の平成12年度から13年が経過し、保険料は約1.7倍、2,000円も上昇している状況であり、保険料による制度運営には無理がある」との意見が出されましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第17号、議案第20号、議案第30号、及び議案第35号から第40号まで、並びに議案第42号から議案第45号までについて、環境経済委員長の報告を求めます。今津環境経済委員長。

〔環境経済委員長 今津 誠一君 登壇〕

○ 20 番（今津 誠一君） さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第 17 号及び議案第 20 号、議案第 30 号、議案第 35 号から議案第 40 号、並びに議案第 42 号から議案第 45 号の 13 議案につきまして、去る 3 月 15 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第 17 号防府市ごみ処理基本計画についての質疑等の主なものを申し上げます。

まず、「「新施設の稼働後は、市民の協力のもと、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施など、排出時の初期分別を充実・強化する」とのことであるが、あくまでも自治会等の協力を得ての収集に力を入れるということか」との質疑に対し、「当然、自治会の協力なくしてはできないわけでございますので、減量化推進員等とも協力しながら、分別収集を徹底していきたいと考えております。平成 26 年度から新たに 3 品目が加わりますので、25 年度においては研修会を随時開催し、開始当初には集積場所に市職員を配置する等、分別指導の徹底を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、「高齢化により、自治会での対応がだんだん難しくなる現状もあるので、各家庭において分別されたものを戸別収集する等、別の方法についても考えていく必要があるのではないか」との意見に対し、「各家庭で適正に分別され、集積場所に排出されることが、自治会の手を煩わせないことだと思っておりますので、あらゆる方法で市民の皆様を周知を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、「マイバッグ運動の推進については、ホームページや市広報だけではなく、販売店等においても取り組みの PR を掲示する等、市が率先して進めていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第 20 号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げますと、「第 3 条に交流施設の事業が掲げられているが、具体的にはどのような事業展開を描いているのか」との質疑に対し、「魚食普及啓発に関するイベントの開催や、インターネット等多様な媒体を活用した魚食普及・観光・行政情報等の発信、及び地元魚を活用した飲食施設の充実を図るなどの事業を進めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

これに対し、「最近では、御当地グルメ等、全国的にいろいろなイベントや PR が発信されている観点からも、市民の皆様に対しては地産地消の定着を促進し、市外の方には地元防府のものを大々的に PR していけるような交流施設にしていただきたい」との要望がありました。

また、議案第 30 号防府市営住宅設置及び管理条例中改正については、特に御報告申し

上げる質疑等はございませんでした。

以上の3議案につきまして、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第35号平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第36号平成25年度防府市索道事業特別会計予算、議案第37号平成25年度防府市と場事業特別会計予算、議案第38号平成25年度防府市青果市場事業特別会計予算、議案第39号平成25年度防府市駐車場事業特別会計予算、議案第40号平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計予算、また議案第42号平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算の7議案について、一括して御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、お諮りしましたところ、議案第35号については、「6年間値上げをせず、県内他市と比較しても低い保険料となっていることについては高く評価したいと思うが、国保料が低所得層の生活を圧迫しているのは事実である。この1年間、大きな疾病の流行もなく、当初予算に計上された繰越金を大幅に上回る黒字決算がされており、引き下げは不可能ではないと思うので、承認しがたい」との反対意見がございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第36号から議案第40号及び議案第42号の6議案につきましては、いずれの議案も全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

続きまして、議案第43号平成25年度防府市水道事業会計予算、議案第44号平成25年度防府市工業用水道事業会計予算及び議案第45号平成25年度防府市公共下水道事業会計予算の3議案について、一括して御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでしたが、お諮りしましたところ、3議案とも「経営内容については、順調に純利益を確保され、水道料金についても当面引き上げの計画はないとのことで、よしとすべきではないかと思う。しかし、市民のライフラインは市が直接責任を持って確保すべきであり、外国資本の会社に業務委託することは安心・安全の面からも納得できず、賛成しがたい」との反対意見がございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により3議案とも原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました13議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより、各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めま

す。20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは、私からは議案第26号につきまして、委員長に質問させていただきたいと思えます。

今回の条例改正案は、防府市特別職報酬等審議会の答申を受けて提案されているわけですが、総務委員会ではこれが否決されました。私が重要と考える点につきまして、どの程度審議されたのかお尋ねしたいと思えます。

まず、そもそも、質問の要旨、要点は、この報酬審議会の根本的認識についての議論というものがあったのかどうか、あるいは、執行部からそのことについて説明があったのかどうかということについてお尋ねをしたいと思えます。

この報酬審議会というものがどのような歴史的経緯の中で生まれたかと申しますと、昭和39年自治省の事務次官通知によりまして、当時の地方公共団体の報酬のお手盛り傾向を憂慮し、議員や特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞き、公正を期することとし、その方法として地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として特別職報酬等審議会を設置するものとされました。

また、平成18年、総務省の事務次官通知では、国家公務員の退職手当の見直しとともに地方公務員の特別職の退職手当についても、特別職報酬等審議会など、第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と指示が得られるよう適切な見直しを行うこととされました。この通知を受けて、市は自治法に基づいて防府市特別職報酬等審議会条例を制定し、この条例によって報酬審議会が設置されました。

したがって、この報酬審議会というのは、法律、条令に基づいたものであると同時に、住民の目線から公正で適正な見直しを行う第三者組織という位置づけがされているものがあります。ということで、先ほど申し上げました、このような性格を持つ報酬審議会についての根本的認識について議論があったのかどうか、あるいは執行部からそのことについて説明があったのかどうかということについてお尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） それでは、お答えいたします。

議員の会派からは総務委員会に2名所属されてますので、詳しくはその方々から御確認いただきたいのですが、先ほど委員長報告で申し上げたとおり、審議会の答申に対する議論があったかということなのですが、審議会の会議録は、本来公開しなくてはならないのに非公開とされ、どのような議論でこのような答申の結果が出されたのか、議論ができんと、こういうふうな議論はございました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは2点目でございますが、特別職報酬等審議会の答申意見について、何か意見があったのかということで、総務委員会の皆さんは、この答申意見書を読んで審議に臨まれたと思いますが、答申意見には以下、このように述べられています。「審議に当たっては、市長等の職責や本市の財政状況、他市との均衡、さらに昨年6月議会での議決に至る審議内容等を勘案し、慎重に審議した。現在の市長等の退職手当の額は、他市と比較して著しく低い額となっている。市政運営における最高責任者としての市長等の給料、手当については、その職責に見合う水準を保証する必要がある。また、今後の人材確保という観点からも他市との均衡を図る必要がある。本市の財政状況は健全性を保っていること等を勘案すると、退職手当の額が現在のような低い水準にあることは適切ではなく、改正前の水準に戻すのが適切と考える。一方、改正前の退職手当の額は、類似団体の平均的な水準より10%程度高い水準にあり、多くの市民の理解が得られるものとする必要がある。したがって、昨年6月議会の議決を重く受けとめ、改正前の金額から10%程度減額し、類似団体の平均的な水準とすることが適切と考える」という内容です。私は、この内容は極めて常識的な内容と思いますが、これについてどのような意見があったかということについてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、委員長の報告では、改正の理由が3点挙げられているが、どれも具体的な支給額を決定する根拠にはなっていない。市民感情からも納得できるものではないので反対するという意見があったという御報告をいただきましたけども、このほかに何かこれについて意見があったかどうかお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 松村総務委員長。

○24番（松村 学君） それではお答えいたします。

委員会では今のような意見があったぐらいでございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは、3点目、今回総務委員会では報酬審議会の答申を無視した結果となっております。このことは自治省、あるいは総務省の通知を無視し、防府市特別職報酬等審議会条例も無視することになるわけですが、報酬審議会は不要の審議会ということにもなります。

今後、例えば議員の報酬あるいは市長、副市長の給料等は誰が決めることになるのか、昨年6月のように、全て議会が決めるということになるのかという疑問が生じるわけですが、これらのことについて意見ないし議論はあったのかどうかということについてお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 松村総務委員長。

○24番（松村 学君） 総務委員会でその辺のところまで議論はございませんでした。総務省等で、今、今津議員が言われるようなそのような見解があることも確認しておりません。ただ、通例として、報酬審議会とか各種審議会というのは、本来首長の独任制、執行機関を補完するためのものであって、議会にはその審議会の招集権とか諮問権というのは与えられておりません。よって、そう言い切れるかは疑問でありますので、それ以外の答弁については差し控えさせていただきます。委員会であったもののみお答えさせていただいております。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは、最後でございますが、現行条例、つまり昨年6月、議員提案で成立した条例ですが、これについて、その欠陥を指摘する意見、議論等はなかったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

現行条例は、まず国家公務員の特別職の給与に関する法律に準拠しております。すなわち、総理大臣や国務大臣等の退職手当を算出する計算式に一部倣っており、なぜこの法律に準拠したのか、全く理由、根拠が不明確なこと。それから、市職員の退職手当条例に準拠しております。すなわち、市職員の退職手当を算出する計算式に一部倣っており、なぜこの法律に準拠したのか、全く理由、根拠が不明確なことであります。特に、19条の2項の2におきまして、100分の60規定というのがあります。任期満了した場合には100分の100ですが、例えば任期前に一身上の都合とか、あるいは病気とか、そういったことで辞職をした場合には、一挙に4割削減ということになります。非常に不合理な内容となっております。

市長、副市長、その他の特別職の退職手当を算出するに当たり、このような計算式を採用しているのは、全国で防府市だけで、極めて異例なものであります。市長、副市長は約80%前後の削減率となっており、いわゆる市民感覚とのずれを是正する範囲をはるかに超えており、逆に全国平均とのずれ、常識とのずれを感じさせる額となっております。

このような現行条例の欠陥を指摘する意見、議論等はなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村総務委員長。

○24番（松村 学君） 委員長報告のとおりでございますが、差し当たってそのような議論はございませんでした。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、20番の今津議員からいろいろと委員会での質疑ということがいかがであったかということでお尋ねがありましたが、委員長にお尋ねいたします。

総務委員長にお尋ねいたしますが、今津議員の会派は7人を有する議会最大の会派であって、お2人の委員さんがその会派に所属しておりますが、当然、委員会の中でそういったことを会派の代表者であります今津議員が考えておるのであれば、その会派の委員さんが委員会の中で質疑をすれば、先ほどのような委員長質疑は不要であると思いますが、総務委員会の中で、そういうことを同じ会派の委員さんが質疑をされたのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 松村総務委員長。

○24番（松村 学君） お2人の委員からはそのような質問はございませんでした。
以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

16番、山根委員。

○16番（山根 祐二君） 議案第26号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について、反対の立場で討論をいたします。

従来より特別職の退職金の額については、市民感覚からすると、金額が大きく、理解できないとの意見が多くありました。平成24年6月議会で、公明党は、市長をはじめ特別職の退職金の額について、一般の職員と同様の比率にするという条例改正案に対し、賛成をいたしました。これは、全国に先駆けた決定であり、市民感覚に沿った判断であると思っております。

したがって、平成24年6月議会で成立をした条例改正案を否定し、それ以前の退職金に類似する額に戻す内容である議案第26号には反対の意思を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 議案第26号に賛成の対場から意見を述べさせていただきます。

報酬審でさまざまな角度から総合的に検討され、市長等の職責、本市の財政状況、他市との均衡、今後の人材確保、さらには昨年6月の条例改正に至る審議の内容等々、その結果、現在の市長等の額は他市と比較して著しく低額となっている。したがって、支給率は改正前と比較して10%の減額が適当という意見が示されました。極めて常識的な額が示されたと評価するものです。

これに対して、根拠がないとか、示された支給額は市民感情とずれがあるとかの反対意見がありますが、根拠は多角的な検討において確認された内容を支給率に反映させるとい

う、全国で一般に採用している計算式によったものであります。

また、市民感情という極めて非理性的でつかみどころのない尺度を持ち出していますが、この感情というのは非常に広い意味がありまして、中には嫉妬とか、ねたみとか、そういったような感情も含まれております。このような非理性的なつかみどころのない尺度を持ち出していますが、これでは感情的な議論に陥ってしまい、制度そのものの根幹を揺るがしてしまいます。

また、昨年6月に改正された条例は、報酬審の答申を待たず、拙速に議決されましたが、多くの欠陥が見い出されます。その条例は市長等の退職手当の支給に関し、国家公務員退職手当法に倣ったり、防府市職員退職手当支給条例に無理やりはめ込んでいますが、その結果、市長は82か3%の減額、副市長は78%程度の減額、その他の特別職は56ないし67%だと思いますが、減額となり、まさに感情的で著しい削減とされております。

また、支給額の算式において、従来の算式に事由別割合と調整率が加わり、更に在職月数が在職年数に変更されています。これらは任期が4年と定められている地方自治体の市長以下の特別職を国の総理大臣や国務大臣と混同し、あるいは市の一般職員と混同しており、識者の目から見たとき、かなり程度の悪い、ごった煮の発想に基づいた算式であり、今後、全国から批判の対象とされることを私は恐れております。

これらの問題について、さらに熟慮、検討の余地があるというふうに考えますので、この条例については賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

○23番（田中 健次君） ただいま上程されております20議案中、次の7議案について反対の立場を表明いたします。

議案第18号の行政経営改革委員会に関するもの、第21号の学校運営協議会委員報酬に関するもの、26号の、先ほどから議論になっております市長等の退職金に関するもの及び35号、41号、42号の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計、そして企業会計の中の43号の水道について、反対をいたしたいと思えます。

まず、議案第18号防府市行政経営改革委員会条例の制定についてであります。次期行政改革として新たに行政経営改革を進めるため、この条例を制定するというふうに考えております。

ここで、行政経営とは、行政みずからの責任と判断で行うというふうには書いてありますが、行政みずからの責任と判断という形の中で、市民の視線ということが軽視されるのではないかということをお慮してあります。この中では、この新しい経営改革の方向性を示す文書の中では、公共施設の見直し等が示されております。そういった、そのような審議

会に市民の参加が大きな鍵となるのではないかというふうに考えておりますが、今回の条例制定では各種団体の推薦に比して公募の手續の割合が低いということがあります。この点については、議案提案の質疑の際にも市の考えをお伺いさせていただきました。

しかしながら、執行部の考え方はかたくなであります。これまでの、旧来の行政改革委員会が果たしてきた役割についても、市民の意見がその中に盛り込まれてきたという形で、それがいわば錦の御旗のようにされておりましたが、むしろそれが市民に対しては非常に大きな反発を招き、多数の署名を集められるというような事態も、これまでにあるわけがあります。そのような形の中で委員会がつくられる。ぜひ公募の委員をたくさん入れるという形で、そういった市民の意見が反映されるようにすべきだと、こういう立場で、この条例については反対をいたしたいと思っております。

なお、私の先輩議員が旧行革委員会の条例制定に反対してきたということもつけ加えさせていただきます。

続いて、議案第21号の学校運営協議会委員であります。まず問題として取り上げさせていただきたい、指摘したいことは、月額報酬となっているという形で会議に出なくてもこの報酬が支払われるということ、つまり、会議が逆に、開いても開かれなくても、同じように月額報酬という形で出るということでもあります。防府市の場合、月額報酬をとっておりますのは、教育委員、農業委員、監査委員、そして公平委員という行政委員会の委員という形で、限られた方々であろうと思っております。行政委員会の委員でありまして、固定資産評価委員さんは月額報酬ではなく日額報酬となっております。今回の場合、月額報酬1,000円という形で、ある意味ではその方を年間を通して拘束をするという形にもなるかと思っております。こういった形が制度的に望まれるのかどうか、この辺がまず疑義があるというふうに申し上げなければなりません。

それから、学校運営協議会委員さんは非常勤の特別職に当たる、したがって報酬を支払うべきだと。そして、今の状態が、先ほどの教育厚生委員長の報告でもありましたが、「違法ではないが適切ではない」というふうになっているというふうに言われておりますが、「違法ではないが適切ではない」という状況にしたのは教育委員会の側であります。昨年の3月議会で、この報酬を制定するという条例改正が議会で否決をされました。否決をされた段階で、学校運営協議会を設置しない、あるいは法によらない形の——これに準ずるような形で、法によらない形で学校運営協議会、名前はちょっと変えないといけなかもしれませんが、そういう形で地域との連携を図るという運営協議会的なものはつくることができたわけでありまして、これを無理やり、法にのっとった学校運営協議会という形で規則制定をされたのは教育委員会であります。

したがいまして、この問題は教育委員会として解決すべきであろうと思います。その方法として、委員会でも指摘しましたが、周南市方式の規則とすればこの問題は解決するということであります。

そして、反対の理由の3番目として、県内他市では支給をしていないし、また、実態として委員さんから支給ということ、そういう声が挙がっているわけでもない。このような形でありまして、21号のこの条例改正については反対をいたしたいと思います。

引き続きまして、議案第26号市長等の退職金についてであります。昨年の6月議会で、この問題については既に私は討論をしております。基本的に、その際の、述べたことと変わらないと思いますので、それを少し端折る形で、短くする形で討論をさせていただきます。

つまり、退職金について、市長の退職金については、これまでも地方自治を専門とする学者の間にも、市長の退職金制度の廃止を言われる方がおられると。このことを第1に指摘しておきたいと思います。その例として、昨年の6月議会で、私は、東京大学名誉教授であり、地方分権推進委員会専門委員や日本行政学会理事長などの要職を務められた大森彌氏、この大森彌という方は、昨年の6月議会では述べませんでした。数年前に山口県内の地方6団体、知事、それから県議会、それから山口県の市長会、山口県の市議会議長会、山口県の町村会、山口県の町村議会議長会、この6団体が主催をする地方分権の6団体の集会、これが新山口の駅前の会場でありましたが、そのときには、たしか副市長も私と一緒に参加をされたと記憶しておりましたが、その基調講演をされたような講師の方であります。

その大森彌はこう述べております。「市長さんの退職金問題がどうして出てきているか。戦前は都道府県の知事は国の役人だったんです。だから、常勤職の職員だったんです。この人たちは、だから給料が支払われていたんです。したがって、一般職の扱いだったから、その人がやめたら退職金が出るんでしょう。ところが戦後、知事は公選に変わった。そのときに、怠慢か意図的かは別として、これを改革してないんです。選挙で選ばれる知事や市町村長も一般職の常勤職のようにみなしているんです。関係法規は地方自治法の204条ですが」ちょっとここは端折ります。そういう形で「常勤職だと誤解をされている」と、「したがって、退職金が出るのは当たり前だという扱いになっている、これはおかしい」そして、ちょっと間また飛ばしますが、「この機会に、市長の退職金は廃止することを検討する。戦後改革の積み残し、宿題になっているのですから」と、こう述べられております。

私は市長の退職金をゼロにまですることはやや疑問を感じておりますが、しかし、市長

等の特別職と一般職である教育長の退職金について、これは市民感情ではなくて市民感覚、市民目線からすれば高額な退職金であるというふうに疑問を感じるものであります。市民の目線で私は議員活動をしておるつもりであります。そういった市民感覚、市民目線からは高額であるというふうに疑問を感じております。かなり前からこれを感じておりました。

内閣総理大臣をはじめ国務大臣については、「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」等によって退職手当が支給されております。その額は、法律には「一般官吏について定められているものの例による」、こういう形でしているわけであります。

したがいまして、一般職である教育長は、当然一般職員の例になるのはごく当然でないかというふうに考えておりますし、市長以下の特別職についても、こういった形で国務大臣に倣ってすることに何ら問題はないと思います。

そして、つけ加えさせていただければ、この防府市長等の退職金は国務大臣よりも支給率が高いということであり。国務大臣等は100分の66であります。市長をはじめ、皆さんは任期一杯務めれば100分の106という形で、総務大臣、国務大臣よりも5割程度多い支給率であると、このことを述べて、この条例改正には反対をしたいと思います。

引き続き、特別会計に移りますが、議案第35号の国民健康保険事業特別会計については、これまでもたびたび主張しておりますが、一般会計からの繰り入れを増やして、所得の1割を超える保険料の軽減を図るべきであり、承認しがたいものであります。

同じく、議案第41号の介護保険特別事業については、平成24年度から約20%の保険料のアップがされていること。この介護保険の導入は、そもそも国、地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを介護保険料という形で、国民、市民の負担増に転嫁する増税そのものであります。さらに、国民、市民の負担が増加することは明らかであり、承認しがたいものであります。

議案第42号の後期高齢者医療制度は、2年ごとの保険料の見直しによりまして、平成24年度、今年度であります。保険料率の値上げがされております。このことがまず問題であります。そして、収入の少ない高齢者にとって、保険料が国民健康保険と同じくかなり大きな負担になっているということ。そして、後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため、国民健康保険でありました自治体独自の減免を講じてきたようなことができなくなるということ。それから、広域連合の議員は、各市、町の長及び議会の議員のうちから選ばれることとなっており、それも全市、町から選ばれるわけではありません。こういった形で後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとはなっていない。

こういうことから、この3つの特別会計には反対をいたします。

それから、最後になります。企業会計のうち議案第43号の水道事業会計予算につきまして、この中の委託料に平日、夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設、運転管理業務等の経費が計上されております。

水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、地域社会における重要な社会基盤であります。

したがって、安心・安全で正常な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務であります。こういった形で委託することについて、反対の立場を表明いたします。

なお、議案第44号、45号にも同じような形の委託の経費が若干ありますが、付随的なものとして賛成をいたします。その他、述べませんでした、反対をしない、ほかの13会計については賛成をいたします。

大変長くなりましたが、以上で討論を終わります。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今の討論、あれですかね。3委員長の報告全部一括して討論ですか。

○議長（行重 延昭君） そうです。一括して討論を求めています。

○6番（木村 一彦君） はい、わかりました。

○議長（行重 延昭君） 4番、吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） 明政会の吉村でございます。議案第26号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例中改正について、反対の立場で討論いたします。

特別職の退職手当については、平成24年6月議会で議決されており、現在の条例を改正して特別職の退職手当をアップすることについては、市民の理解を得られるところではありません。6月議会で議決されました条例のその前の、以前の改正前の退職手当は、防府市民の民間役員の退職金を大幅に上回っていると考えられるものであり、このことは防府市のリーダーとしてふさわしくありません。市民感覚としては、一般企業役員退職手当を大幅に上回るような条例改正を望んでおりません。

以上です。以上を反対の討論とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） まず、ただいま議題となっております議案第26号、いわゆる市長等の退職金の条例中改正でございますが、これには反対をいたしたいと思っております。

理由は、先ほどから委員長報告にもあるとおりでありますが、あえて一言申し上げておきますと、先ほどの今津議員の賛成討論の中に、市民感覚、市民感情というものは曖昧もことしているというふうな表現がありました。今津議員が言われる「常識」というのも、今の市長等の退職金が一般常識であると、こういうような御発言がありました。この常識というのも市民感情と同じく、市民感覚と同じく、つかみどころがないものであります。ですから、そういう意味では私は、特に市民感覚からして、4年ごとに、退職するたびに数千万円という退職金をもらうということは、これはいかにも市民感覚からして高過ぎる。また、市の職員を辞められて、こういう特別職に就く場合も、市の職員の退職金をいただいた上に、また今度特別職をやめたら退職金をいただくと、こういうことも市民感覚からしていかなものとかいうことを、これが一般市民の感覚ではなかろうかということをあえて申し添えておきます。

それから、議案第21号の学校運営協議会の委員の報酬であります。これにも反対をしたいと思います。

これは、理由は、先ほど委員長報告にありましたとおりでありますから、あえて重複を避けます。

それから、特別会計におきまして、議案第35号の平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、これには反対をしたいと思います。防府市の国民健康保険料はこの6年間据え置きされておきまして、その結果、今、県内他市の中でも保険料は低いのは事実であります。この点に関しての市当局の御努力は高く評価したいと思います。

しかしながら、この国保料が耐えがたく高いという声は市民の間に満ち満ちております。大体、各所得階層全てにわたって、所得の1割前後の保険料となっております。特に、例えば年間所得200万円前後のいわゆる低所得者層もその1割近くを国民健康保険料で支払うと、これは大変な負担であります。ですから、これを引き下げてほしいというのは、もう今や市民加入者全体の大きな声であります。今、引き下げる余裕がないのかというと、私はあると思っています。毎年、当初予算には1億円ないし2億円の繰越金、言わば黒字幅が計上されておりますが、実際に決算をやりますと、大体ここ数年、6億円から7億円の黒字が、繰越金が出ております。それに基金も若干あるわけですから、市の国保会計はかなりの余裕があると私は思います。ですから、1世帯当たり1万円の国保料を引き下げても、それに要する支出は、要する額は1億8,000万円前後です。今の余裕からみれば、やろうと思えばやれないことはない、こういう点では、ぜひとも国保料を引き下げてほしいと、逼迫しているなら、これは無理ですけれど、一定程度の余裕がある会計でありますから、ぜひそれを引き下げてほしいという点で、これには反対をしたいと思います。

それから、企業会計に入りまして、議案第43号、44号、45号、いわゆる上下水道関係の予算であります。これも上下水道局におかれては、大変な経営努力をされておられて、今のところ企業会計も健全に推移しております。水道料金も長いこと据え置きされておりますし、新年度もこれを上げる予定はないということでもありますから、その経営努力は私、高く評価したいと思っておりますけれども、これまでも毎回申し上げてきましたとおり、この上下水道というのは市民の大切なライフラインでありまして、これを市がみずから責任と権限を持って運営していくというのは大変大事なことであります。それを一部でありますけれども、外国のウォータービジネスにこれを委託するということは、万一の事態、このライフラインが本当に大切になってきたときに、市が本当に最終的に責任を持つという点で不安が残る、懸念が残るという点で、これを認めがたいということで、この3つの企業会計予算にも反対をしたいということでもあります。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。

最初に議案第26号をお諮りいたします。本案に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。26号だけです。議案第26号につきまして委員長報告は不承認でありました。よって原案について採決をいたします。わかりましたか——はい。本案、26号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第26号は否決をされました。

なお、ただいま議題となっております議案のうち、議案第18号、議案第21号、議案第35号、議案第41号から議案第45号までの8議案につきましても同じく反対の意見がありましたので、起立による採決といたします。

まず、議案第18号につきましては、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。18号です。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第18号につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第21号については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決すること

に賛成の議員の起立を求めます。21号であります。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第21号につきましては、否決をされました。

次に、議案第41号については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。41号であります。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第41号につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第35号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。35号でございます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第35号につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第42号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。42号であります。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第42号につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第43号につきましても、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。43号であります。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第43号につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第44号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。44号であります。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第44号につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第45号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。45号であります。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第45号については、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第30号、議案第31号、議案第34号及び議案第36号から議案第40号までの11議案につきましては、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第30号、議案第31号、議案第34号及び議案第36号から議案第40号までの11議案につきましては、原案のとおり可決をされました。

議案第33号平成25年度防府市一般会計予算（予算委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第33号を議題といたします。本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。安藤予算委員長。

〔予算委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○15番（安藤 二郎君） 議案第33号平成25年度防府市一般会計予算につきまして、委員会審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

委員会は、3月5日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、3月13日から15日まで、各分科会において慎重に審査をいたしました。さらに3月21日に全体会を開き、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、議員間討議、討論、採決を行いました。

それでは、集中審査での主な質疑・要望等につきまして、各分科会ごとに御報告申し上げます。

まず、総務分科会から、さらに審査すべきとされた事項につきまして御報告申し上げます。

不当要求対応専門員報酬につきまして、委員より、「不当要求対応専門員の任期はことしの11月末までだが、12カ月分の予算を計上しているのはなぜか」との質疑に対し、「任期ということではなく、今後、不当要求行為に対する抑止力を持つ必要があるということで、12カ月分を計上しております」との答弁がありました。

「不当要求対応専門員の方は、平成23年12月から平成24年3月まで、委員会に3回出席されているが、実際に報酬を受け取っておられず、必要であれば、ボランティアで執務をしていただいてもよいのではないか。平成24年の4月から現在まで、ボランティアという形でも執務をされていないのか」との質疑があり、「地方公務員法第3条3項

の特別職に属する非常勤の地方公務員ということで委嘱しており、予算措置がない限り委嘱状は出せないことになっております。平成24年度は予算がついておりませんので、委員会に来ていただくことはできないと解釈しております」との答弁がありました。

これに対し、「地方公務員法第3条3項の扱いではなく、要綱で別の形の組織を内部的につくり、ボランティアとして対処することはできないのか」との質疑があり、「市の組織・体制への指導・助言や、さまざまな事例への検証等をしていただきますので、一般的なボランティアという扱いは難しいと考えております」との答弁がありました。

「専門員の職務内容について、不当要求対応のマニュアルづくりもあるということだが、このマニュアルについては、まだ、議会には示せないということなのか」との質疑に対し、「中身については、まだできておらず、公表することはできません」との答弁がありました。

次に、「山頭火ふるさと館」整備事業について、委員より、「今回、修正された「山頭火ふるさと館」基本計画は、予算として計上されている土地の形状、面積に合ったものだが、基本計画と、用地を取得する予算はセットなのか」との質疑に対し、「平成23年度の「山頭火ふるさと館」検討協議会において計画と用地はどちらが先なのかということを確認してきましたが、平成24年度に基本計画が繰り越しになった関係で、計画と用地と一緒に進んできたということで、セットということでございます」との答弁がありました。

次に、教育厚生分科会から、さらに審査すべきとされた事項につきましては、執行部に対する質疑はございませんでした。

審査を尽くしたところで、3つの修正案が提出されました。

三原委員からは、「不当要求対応専門員の報酬」について、「昨年の3月議会、6月議会、9月議会及び12月議会において否決されたものが提案されているが、今議会においても、不当要求行為等防止対策委員会において取り扱われた案件について、執行部が明確な回答をせず、不当要求行為等防止対策委員会に専門委員——弁護士ですが、これが必要であるか審査できない」との理由で、総務管理費を48万8,000円減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

また、田中健次委員からは、「「山頭火ふるさと館」整備予定地の形状、面積」について、「全国随一の山頭火の顕彰・交流施設、自由律俳句の一大拠点にふさわしい施設とするには、購入予定地の形状が細長く、面積が小さいので、建物が土地の形状、面積に制限され、十分な展示スペースを確保できない。また、本市の他の文化人をあわせて顕彰するにも不十分であり、駐車場も確保できない。場所等について、再検討するため」との理由で、総務管理費を4,480万9,000円減額し、同額を予備費で調整する修正案が提

出されました。

また、上田委員からは、「学校運営協議会委員の報酬」について、「学校運営協議会委員の報酬については、県内の他市では支払っておらず、これに関する委員報酬を減額するため」との理由で、教育総務費を286万円減額し、同額を予備費で調整する修正案が提出されました。

それぞれの提出者から説明を受けた後、3つの修正案と修正部分を除く原案について、一括して討論を求めましたところ、不当要求対応専門員報酬の修正案については、「市民からの要望やクレーム等に対し、職員が判断しかねる問題を早期に解決するためには、専門的な知識を有する専門員が必要である」「平成23年度の補正予算、平成24年度に出された各補正予算にも賛成しており、今回も認めたい」「担当課が苦慮する一つ一つの案件が不当要求に当たるのかという判断、根拠等を専門員から指示を受け、情報を共有しながら組織的に対応していく体制は必要である」との反対意見がありました。

一方で、「職務内容について十分な説明がなく、設置目的やその必要性、具体的な職務内容について検討が必要である」との賛成意見がありました。

「山頭火ふるさと館」整備予定地の形状、面積についての修正案については「修正された基本計画では、駐車場は10台近く確保できるように工夫されており、安全面においても一方通行にして、改善されているので、認めたい」。また、「施設の規模ではなく、立地場所が重要で、防府天満宮の参拝者の多くが「山頭火ふるさと館」に立ち寄りといった相乗効果を生み出し、立地場所としては最適と考える」との反対意見がありました。

「修正された基本計画について、議会との十分な協議がされていない。安全性や追加の土地、ほかの土地についても検討されておらず、十分な議論が必要である」「山頭火の生誕地として、情報発信をするためには、十分な展示スペースがなければいけない」との賛成意見がありました。

学校運営協議会委員の報酬についての修正案については、「今後のコミュニティ・スクール充実のために、学校運営協議会の委員の報酬は必要と考える」、「これまでも報酬について認めてきており、原案に賛成したい」との反対意見がありました。

「現在は無報酬であり、問題なく学校運営協議会は運営されている。県内他市の状況を見ても、報酬を支払う必要性は感じられない」との賛成意見がありました。

修正部分を除く原案については、「福祉と暮らしのための施策の縮減ないしは切り捨て、業務の委託と民営化を進めるための行政改革が基本にあり、住民の負託に応える予算とは言いがたい」との反対意見がありました。

三原委員提出の修正案については、挙手による採決の結果、賛成少数で不承認となりま

した。

田中健次委員提出の修正案、上田委員提出の修正案、修正部分を除く原案については、挙手による採決の結果、いずれも賛成多数で承認されました。

最後になりますが、個別審査事項以外で、分科会主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等、御報告申し上げます。

総務分科会、教育厚生分科会から報告されたものはございませんが、環境経済分科会では、「佐波川かわまちづくり事業については、景観・歴史・文化等を融合する施設の整備になると思うが、事業の取り組みに当たっては、女性の声をしっかりと反映させていただきたい。また、今後の少子高齢化を考えると、健康増進や介護予防といった視点も必要ではないかと思うが、いかがか」との質疑に対し、「今後は「かわまちづくり計画」策定のための協議会を設置し、ワークショップを開催したり、市民へのアンケート調査を実施する等、幅広く意見をいただく予定としております。

その後、市民の皆様が必要とされている施設をリストアップし、国土交通省と協議しながら施工できるものを選択していく計画でございます」との答弁がありました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） なお、本案につきましては、三原議員ほか2名の議員から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。19番、三原議員。

〔19番 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） 議案第33号平成25年度防府市一般会計予算中、不当要求対応専門委員の報酬の修正案を別紙のとおり提案いたします。

その理由ですが、不当要求行為等防止対策委員会に弁護士を専門員としようとしているが、防府市は顧問弁護士制度を置いており、顧問弁護士の対応で十分と考えられるためでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 明政会でございます。議案第33号平成25年度防府市一般会計予算中、先ほど三原議員より提出の不当要求行為等防止対策専門員の報酬の修正案、

そして委員長報告のとおり、「山頭火ふるさと館」建設予定地取得経費、コミュニティ・スクール委員報酬の修正案、つまり予算を削除する修正案に賛成、残りの原案について賛成の立場で討論をいたします。

まず、不当要求行為等防止対策専門員報酬は、本来なら審議拒否したいところですが、議会在議が過去4度も否決し、未だに我々が知りたい内容を非公開するなど、多く疑義があり、我々が不必要としているにも関わらず再三提出するのはやめていただきたい。既に終わった話であります。このような、市民の間に混乱を生む、まるで可決できるまで出し続ける、議会在議を押しさえつけるような独裁的手法はやめていただきたいと、強くこの場をもって抗議をいたします。

次に、「山頭火ふるさと館」建設予定地取得費については、以下4点を指摘いたしますが、土地の形状や安全対策、面積について不適格であることは何度も議会在議で決定しているにもかかわらず、1点目、市長は、この土地でないと「山頭火ふるさと館」を建設しないと、理不尽な理由を振りかざし、関係者の方を圧迫するようなやり方は到底理解できません。

2点目、さらに、直近の3月議会在議に入ってから、市長は市民に理解されていないのを警戒してか、市長の独断で、急に建設費を5億円から3億円まで圧縮し、この形状が不適格で、面積も不十分な土地に執着するがために、ビジョンのないまま、今までの、有識者や多くの関係者、議会在議が長年議論し、つくり上げた基本計画をあっさり変更し、駐車場のあり方も窮屈、約10台分取るために、無理やりで、建設面積を半分にするなど、多くの方々が望んでいる「山頭火ふるさと館」のあり方から遠ざかっているのは必定であります。

3点目、議会在議は決して建設を反対しているものではありません。観光に寄与させたいという市長の思いもくみ取り、我々も複数の候補地を指摘しましたが、速やかにその他の適地と交渉し、早期に全国随一の「山頭火ふるさと館」を建設していただきたいと強く要望いたします。

また、4点目、市長におかれては、「山頭火ふるさと館」建設は御自分の選挙公約であります。今の場所でないで建てないなど、公約にはありませんでしたので、何とぞ約2年9カ月前の清らかな気持ちに戻っていただきたいと思っております。

今後、我々は「山頭火ふるさと館」が別の適地に速やかに建設ができるよう、たくさんの方々とよく協議をし、市長にも示していきたいと考えています。御理解のほど、よろしく願いいたします。

最後に学校運営協議会委員報酬、コミュニティ・スクール委員報酬については、設置後、現在の委員から月1,000円を支給してほしいという声は一つもなく、県内他市でも同

様の状況であります。これも以前議会で不必要と決定したものであり、市民に混乱を与えるため、今後、同内容のものは提出しないようお願いいたします。それよりも、学校運営協議会の備品費、運営費、お茶代などの需用費がほとんどないと学校側からも指摘されていますので、そのような費用に充て、学校運営協議会が機能的に活動、協議されるよう配慮していただきたいと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 公明党です。議案第33号平成25年度一般会計予算に対し、一括して討論いたします。

まず、総務課管理経費の不当要求対応専門員報酬につきましては、職員が不当な要求行為に対して、職員が専門員に安心して相談し、アドバイスを受ける環境をつくることは必要であるとして、今まで同予算については認めてきました。よって修正案に反対、原案に賛成いたします。

「山頭火ふるさと館」整備事業につきましては、昨年9月に総務委員会所管事務調査において、山頭火ふるさと会の関係者の方々から意見をいただいたところでありまして、同候補地の形状に100%満足しているものではないが、「時間が勝負」、「残された時間がない」、「おくれれば資料収集にも困難が生じかねない」といった御発言もあり、早期の建設を望んでおられることとして受けとめたところであります。

購入しようとしている土地の形状に意見もありますが、観光施設といった面を考慮すれば、「うめてらす」との距離や隣接の兄部家の復元を想定していけば、それらにふさわしい景観の建設にすればそれでよいと判断したところであります。よって、修正案に反対、原案に賛成いたします。

学校運営協議会委員の報酬については、さきに採決された議案第21号が否決となりましたが、公明党としては、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正の学校運営協議会委員の報酬の額を月額1,000円とする案を認めたところであります。よって、修正案に反対、原案に賛成いたします。

残りの予算部分については、原案どおり賛成いたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） ただいま三原委員から出されております修正案、そして予算委員会では修正をされました修正内容、この3つについて、賛成の立場で討論をいたします。そして、これを除く一般会計の予算には賛成の立場から討論をいたします。

修正のまず1つ目ですが、不当要求対応専門員の報酬でありますけれども、これはこれ

まで昨年の3月議会以来既にこれで5回目の提出という形になりますが、こういう形で何度も提出するという事について、いささかどうなのかということを感じております。そして、これまでの質疑の中で、私はボランティアで、お願いするということはいかがなものか、あるいは研修という形の講師という形でお願いするのはいかがであろうかというようなことを討論の中で申し上げました。

しかしながら、執行部のほうは、こういったことについて全然考えられる様子はなく、ただこの予算を出されて、しかしボランティアでは法的にできないと、こんなようなことでありますが、これは同じように審議されております学校運営協議会の委員と立場は同じであります。非常勤の特別職ということでありまして、教育委員会は、違法ではないが不適切であるという形でこれをお願いをしております、ボランティアという形で。私は、総務部のほうは、適切ではないかもしれないけれども違法ではないので、ぜひ、もし必要であればそういうことを考えて、本当にそれが必要であれば、そういう形でして、何か必要もないのに形だけつくってこうやって議案を出しておるようになって感じておりますので、この点を指摘して、修正に賛成をいたします。

それから順序は逆になりますが、2つ目のコミュニティ・スクールについては、先ほど述べましたとおりの内容でありますので、これは修正に賛成をいたします。

それから、山頭火に関する、総務費に関するものでありますが、これは既に昨年の9月議会、あるいは12月議会で議論をされて、反対討論をしまして、その際には、土地の形状が小さくて、展示スペースが小さいということで主に討論させていただきました。そして、12月議会では私が提出者となって、胸襟を開いて議会と執行部が協議しようという決議をいたしました。ところが、12月議会以降、むしろ展示スペースを小さくするような形の修正計画が出され、それがきちっとした形で出されたのは、3月半ばの予算委員会の分科会という形でありましたので、協議をする時間的ないともがないという形のものであります。私、あるいは議会の決議の立場でいけば、遅滞ない建設が望まれるという形で、「山頭火ふるさと館」についての建設を否定しておるわけではありません。

したがって、継続審査とすべきような内容であります。予算全体を継続審査というふうにした、この部分だけを切り離して継続扱いにするということは自治法上認められておりません。

したがって、一旦、予算から削除し、引き続いて「山頭火ふるさと館」について協議をする、こういう立場で、この修正内容に賛成という立場をここで表明させていただきたいと思っております。

それから、あわせて一般会計全体についてありますが、行政改革の中で民間委託が進

められていたり、職員の配置が不十分で業務が十分にできていないのではないかと、市民に対するサービスがこれでは不十分にならないのか、こういった疑問を感じずる点も多々あるということをもまず指摘させていただきます。

そのほか、幾つかの点で新年度事業の中で市民の要望が取り上げられている、こういうこともあります。このほか、憲法の言う応能負担原則が租税制度のみならず地方自治体の市民負担のあり方、それから、最近ではさまざまな福祉の分野にもそういったものが拡大をされつつありますが、そういうことの中で、特に消費税を使用料に上乘せすることにも疑問を感じております。今、消費税の税率アップということが非常に身近な問題として議論されておりますが、そういった点、ありますが、疑問と感ずる点ということで指摘をさせていただきますが、全体的なことを考え賛成をする旨、態度表明をいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） まず、不当要求対応専門員報酬予算の修正案には反対、原案に賛成いたします。理由は、担当課が苦慮する一つ一つの案件にどう対応するのか、不当要求に当たるのかどうかという判断、その根拠等を専門員から指示を受け、その情報を共有しながら組織的に対応していくというこの体制は、現在の状況からすれば必要だと考えるからであります。

次に、「山頭火ふるさと館」整備事業につきましては、修正案に賛成、原案に反対いたします。理由は、委員長報告にあるとおりであります。一言つけ加えておきますと、要は、今の土地の形状ではせつかくの数億円という予算を使うその予算が十分に生かされないということに危惧するからであります。もともとこの「山頭火ふるさと館」建設の発端となったのは、現在アスパラートにあります「山頭火のコーナー」、これが極めて不十分だと、本当にこの山頭火の生誕地にふさわしいような、そういう発信の場所をつくるべきだという声から始まったわけでありまして、その声を本当に生かすためには、こうした制限が非常に大きい土地形状ではなくて、立派なそういう発信基地になるようなそういうものをぜひつくるべきだ、それも急いでつくるべきだというふうに思うわけでありまして。

次に、学校運営協議会委員の報酬については、これは委員長の報告どおりでありまして、修正案に賛成、原案に反対をいたします。

そして、次に修正部分を除く一般会計予算原案、これには反対をいたしたいと思っております。今、雇用不安と賃金引き下げが続く中で市民の暮らしは一層厳しくなっております。国の福祉社会保障の削減政策はこの苦しさに追い討ちをかけているところであります。こうしたときであるからこそ、国の悪政から住民の暮らしと福祉を守る、いわば防波堤としての役割を市政は果たさなければならないわけでありまして、残念ながら今回の市の予算もそ

ういうものにはなり得てない、そして国の方針に従って行政改革と称して福祉と暮らしのための施策の縮減ないしは切り捨て、また業務の民間委託と民営化、これを進め、さらには職員の削減をとことん進めるという状況に、そういう行政改革が根本に座った予算となっております。

行革とは、詰まるところ、歳出の削減策でありますから、それはすなわち市民のための仕事を削減する、市民が必要とする公共サービスを削減する、切り捨てるということに直結するわけであります。そういう意味で、本当に今の苦しい市民の暮らしを助ける施政の立場を放棄していると私は言わざるを得ないと、あえて申し上げておきたいと思えます。

また、行革による職員の削減も大変進んでおりまして、現在、平成21年度に比べますと、平成21年度は807人の職員がおったわけでありますが、平成25年度、新年度予算では758人、約50人減らすと、こうなっております。この結果、市の歳出に占める職員給与の割合、常に人件費、人件費と、人件費削減ということを言われておるわけでありますが、その割合も平成21年度の14.0%から平成25年度は11.3%にぐっと下がってきておるわけであります。人件費はもうとことん、今、削減されてきておるわけであります。

しかし、一方では権限委譲と称しまして市のやらなければいけない仕事は飛躍的に増大しております。職員一人ひとりにかかる重荷は大変なものになっておりまして、大変な職員の今、過重負担が進んでおります。こういう職員の過重負担というのは、言葉を変えれば市民サービスの低下にもつながるわけでありますから、こういうことをこれ以上進めるべきではないと思えます。

ただし、今回の予算では、市の主催の無宗教での戦没者追悼式を行うこと、あるいは住宅リフォーム助成事業を継続すること、あるいは持久力システムの整備、留守家庭児童学級の保育料の免除対象の拡大など、市民の要求を取り上げ盛り込んだ予算となっている点は評価いたしたいと思えますけれども、以上述べた点で修正部分を除く一般会計予算原案には賛成しがたい、このように討論をいたしたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 修正案3案については反対、修正案を除く原案には賛成、修正部分を除く原案には賛成の立場で討論いたします。

まず、「山頭火ふるさと館」整備事業についてですが、昨年12月議会でも「山頭火ふるさと館」整備事業について原案に賛成の討論をさせていただきました。生きづらい時代と言われる現代、ある放浪の俳人の言葉に多くの人が引き寄せられている今こそ、山頭火を全国に向けて情報発信する「山頭火ふるさと館」建設の必要性を述べさせていただきます。

した。放浪と行乞、泥酔と無頼の一生を送った漂泊の俳人、種田山頭火、その放埒な生涯がなぜこんなにも私たちの魂を揺り動かすのでしょうか。自由な生き方と自然な表現の句が現代人の共感を呼ぶ、山頭火の句には堅苦しさがなく、素朴で正直で深い、不思議と映像が浮んでくるなどさまざまな魅力があります。

市内には山頭火をしのばせる場所に句碑が建っています。全国各地に生涯に8万4,000句という膨大な句を残した山頭火、その全国に広がるファンが山頭火のふるさとを訪れたときに何を見たいでしょうか、何を感じたいでしょうか。それは施設の規模や豪華さではなく、山頭火が歩いた道、息づかいが感じられる街並み、ふるさとの空気に触れたいと思うのではないのでしょうか。だからこそ立地場所が最も重要で、今回の計画地が最適と考えます。

また集客力という観点から考えますと、計画地は日本三大天神の一つ、防府天満宮のお膝元という、集客における立地環境としては好条件です。その防府天満宮は市内最大の観光地で、年間60万7,000人もの観光客が訪れています。また、「うめてらす」へも多くの来館者が訪れています。資料によりますと、防府天満宮参拝者数のうち95%が「うめてらす」を訪れているとあります。つまり、防府天満宮の参拝者の多くが「うめてらす」に立ち寄り、その近くに建設予定されています「山頭火ふるさと館」へ立ち寄るといった相乗効果を生み出し、立地場所としては最適と考えます。

また、計画地は明治維新の歴史の道、萩往還の要所であり、「山頭火の小径」へとつながる場所、隣の宮市本陣兄部家はいつの日か再建されるであろう貴重な文化財です。ここに「山頭火ふるさと館」が建設されることで、門前町かいは、にぎわいを取り戻し、防府を代表する観光地になると考えます。

33年前、山頭火を愛する人々で発足した山頭火ふるさと会、防府商工会議所、観光協会、防府天満宮も歓迎の意をあらわしています。破れた傘を目深にかぶりエゴノキの杖をついた一人の雲水が酒屋の軒先にたたずむ。一杯の酒をぐいと飲み干すとまた足早に去って行った。このような風貌の山頭火です。生まれ育ち、いつも通った見慣れた景色にたたずむ館が、ふるさとを愛した山頭火にはふさわしいのではないのでしょうか。山頭火の息づかいを最大限に感じ、多くの来館者を集客できる最適な計画地はほかにないと考えます。

以上の理由から、「山頭火ふるさと館」整備事業の修正案に反対、原案に賛成いたします。

また、学校運営協議会の委員の報酬についてですが、学校と保護者と地域が力を合わせることによってお互いに信頼し合い、それぞれの立場で地域の子どもの成長を支えていく学校づくりを進めるため、平成24年度、防府市は全公立の小・中学校をコミュニテ

ィ・スクールに指定し、学校を支援している団体の代表の方に学校運営協議会の委員を引き受けていただいております。昨年、市内の全小・中学校で制定され、まだ1年ではあります。学校と地域が情報を共有し、学校に対する保護者や地域の理解が深まった。会議で協議や意見交換を行い、地域と連携した取り組みが組織的に行えるようになった。学校運営の透明性が増して、先生方の意識改革が進んだなど、数々のいい変化がもたらされています。

学校運営協議会の会議の開催回数は学校によって違いはありますが、多いところでは月に1回の12回、少ないところでも2カ月に1回の6回、市全体では平均8.6回です。また、委員の方によっては毎日の登下校時の見守り、地域の方による出前授業、学習支援などで学校に積極的に協力されている方もいらっしゃいます。核家族化が進む現代にあつて地域の方とのふれあいは子どもにとってもありがたく、ふるさとに誇りと愛着を持つ子どもに育つとともに地域の活性化にもつながると思います。そんな御協力をいただいている学校運営協議会の委員の方に報酬を払うことは当然と考えます。

委員の方の多くはボランティアでしているのだから報酬は要らないと言われる方もいらっしゃいますが、ボランティアといえども、学校に行くときの交通費のような必要最低限の費用です。この金額はむしろ委員の皆様にお支払いする金額に決してふさわしいとは思いません。委員の皆様の御好意に甘えながら、これからも防府市における学校運営協議会の取り組みが他市に先駆け、県内では見習われる市であるためにも充実させていかなければならないと思います。

「学問のまち」を合言葉に「教育のまち日本一」を目指して取り組んでいる防府市、我が防府市は教育を大切にすまちです。学校運営協議会の委員の方々には、その先導的な役割として、開かれた学校づくりのため御尽力いただいております。今後のコミュニティスクールの充実のために、学校運営協議会の委員の報酬は必要であると考えます。

続いて、不当要求対応専門員報酬についてですが、現在、市民からの要望やクレーム等に対し、市の職員が懸命に対応しようと努力されていますが、市の業務の中において判断しかねる要望や受け入れがたい要望が繰り返されることもあり、職員が長時間にわたる対応に苦慮していると聞いております。これらのことが繰り返されることにより職員の精神的な苦痛もありますし、ひいては市民サービスの低下につながります。よって、このような問題を早期に解決するためには、より専門的な知識を有する専門員が必要となります。

したがいまして、市民サービス向上並びに業務の円滑化から、この予算に賛成をいたします。

修正案3案に対して反対、修正案を除く原案には賛成、修正部分を除く原案には賛成の

立場で討論をさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案につきましては、三原議員提出の修正案と予算委員会の総務管理費と教育総務費の修正案がございますので、まず三原議員提出の修正案を起立による採決といたします。

不当要求行為等専門員報酬の減額修正でございます。三原議員提出の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 可否同数でございます。よって、地方自治法第116条第1項の規定によりまして、本修正案に対する可否を裁決いたします。

本修正案につきまして、議長の私は可決と裁決いたします。よって三原議員提出の修正案については可決をされました。

次に、委員会の総務管理費の修正案について、起立による採決といたします。「山頭火ふるさと館」整備事業の減額修正でございます。

委員会の総務管理費の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって委員会の総務管理費の修正案は可決をされました。

次に、委員会の教育総務費の修正案について、起立による採決といたします。学校運営委員報酬の減額修正案でございます。

委員会の教育総務費の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。——教育総務費の修正案です——につきましては、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって委員会の教育総務費の修正案は可決をされました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって議案第33号の修正議決をした部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

報告第3号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第3号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、右田小学校校舎改築基本設計・実施設計業務委託契約につきまして御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 予定価格との関係、いわゆる落札率は何の程度になっているのかお教え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 予定価格と落札金額との比率、落札率は23.7%でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第3号を終わります。

報告第4号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第4号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府市上下水道局検針等業務委託契約につきまして御報告申し上げます。

報告いたします契約は、お手元にお示しをいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第4号を終わります。

議案第46号防府市国民健康保険条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第46号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第46号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本市の国民健康保険条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正の内容につきましては、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険への加入世帯のうち被保険者が国民健康保険と後期高齢者医療保険に分かれる場合において、従前と同程度の保険料負担となるよう講じております軽減特例措置の延長等を行うものでございまして、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の保険料については、当該移行後5年目までの間は世帯別平等割額の2分の1を減額する現行の措置に加え、当該移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を減額する措置を新たに講ずることとし、また、保険料の減免措置に係る基準額等については、後期高齢者医療保険に移行後5年目までの間に限り、当該移行した者を含めて算定する措置を、期限を区切らず恒久措置とするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

議案第47号平成24年度防府市一般会計補正予算（第9号）

議案第48号平成25年度防府市一般会計補正予算（第1号）

○議長（行重 延昭君） 議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第47号平成24年度防府市一般会計補正予算（第9号）、及び議案第48号平成25年度防府市一般会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

まずはじめに、平成24年度防府市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、今回の補正につきましては、平成25年度に予定をいたしておりました新しい廃棄物処理施設の建設工事等が国の平成24年度補正予算第1号によりまず緊急経済対策に対応する事業として認定をされました。このことによりまして、廃棄物処理施設の建設工事等にかかわる補正を計上するとともに、緊急経済対策の中で、地方負担への配慮と経済対策の迅速かつ円滑な実施のために設けられております「地域経済活性化・雇用創出臨時交付金」、これはいわゆる「地域の元気臨時交付金」でございますが、その対象となることを確認いたしました各事業につきまして、市債等から国庫補助金への財源の組み替えに係る補正を計上いたしております。

それでは、まず第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億8,536万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を442億9,775万5,

000円といたしております。

第2条の継続費の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、クリーンセンター整備・運営事業につきましては、国の緊急経済対策に対応いたしました廃棄物処理施設の建設工事等の実施に伴う年割額の変更をいたすものでございます。

第3条の繰越明許費の補正につきましては、5ページの第3表にお示しいたしておりますように、塵芥収集車整備事業ほか1件につきまして追加をいたすものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、6ページの第4表にお示しいたしておりますように、ごみ処理施設整備事業ほか4件につきまして、国の緊急経済対策等により限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして、その主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、8ページ上段の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金につきましては、先ほど申し上げました地域の元気臨交付金につきまして、交付金の対象となる事業に対します所要の額を計上いたしております。

次に、3目衛生費補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり国の緊急経済対策に対応して実施をいたします廃棄物処理施設の建設工事等に係る循環型社会形成推進交付金の増額を計上いたしております。

次に、同じページの2段目の19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、廃棄物処理施設の建設工事等の経費に係る財源といたしまして、2億円の繰入金を計上いたしております。

次に、同じページの下段から11ページまでの22款市債につきましては、廃棄物処理施設の建設工事等について、所要の額を計上するとともに、地域の元気臨時交付金との組み替えに伴います各事業の市債の減額を計上いたしております。

引き続きまして、歳出でございますが、最初に12ページ上段の4款衛生費4項清掃費2目塵芥処理費につきましては、国の緊急経済対策に対応いたしました廃棄物処理施設の建設工事等にかかわる所要の経費を計上いたしております。

次に、同じページの中段から16ページ上段までの6款農林水産業費、8款土木費、10款教育費につきましては、いずれも地域の元気臨時交付金と市債等との財源の組み替えを計上いたしております。

以上、今回の補正につきまして御説明申し上げます。収支をいたしまして、補正後の予備費を3億5,761万6,000円といたしております。

それでは、続きまして、議案第48号平成25年度防府市一般会計補正予算（第1号）

について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま議案第47号におきまして御説明を申し上げました国の平成24年度補正予算（第1号）によります緊急経済対策に対応いたしました廃棄物処理施設の建設工事等に係る経費につきまして、減額の補正をいたすものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35億5,306万6,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を365億7,493万4,000円といたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、ごみ処理施設整備事業につきまして、地方債の廃止をいたすものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げますが、まず、歳入でございますが、6ページ上段の15款国庫支出金、同じページの3段目の21款諸収入及び下段の22款市債につきましては、廃棄物処理施設の建設工事等に係る所要の額の減額をそれぞれ計上いたしております。

また、同じページの2段目の19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、補正の収支により繰入金の減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、8ページ上段の4款衛生費4項清掃費2目塵芥処理費につきましては、廃棄物処理施設の建設工事等に係る経費の減額を計上いたしております。

以上、今回の補正につきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を1億4,848万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対しまして、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号及び議案第

48号の2議案については原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。ただいま議案第48号が議決されましたが、先ほどの議案第33号平成25年度防府市一般会計予算が修正可決されておりますので、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

議案第49号防府市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第49号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第49号防府市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年12月の地方自治法施行令の改正により、予算のより適正な執行を図るため、長の調査等の対象となる法人の範囲が拡大され、資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人のうち条例で定めるものを対象とすることができることとなりましたので、本市においても条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、本市が出資等を行っている法人のうち、出資等割合が約41%である財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターがこの要件に該当いたしますことから、当該法人の事業内容や出資目的等を検討した結果、長の調査等の必要性があると判断いたしましたので、このたび調査等の対象となる法人として定めるものでございます。

これにより、市議会へ経営状況の報告を要することとなりますので、これまで以上に経営内容の透明化等が図られるものでございます。

なお、当該法人におきましては、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行することとなっております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、市長の提案の中で、防府市の出資が41%という形でありました。これは旧2市6町ではなかったかと思うんですが、そういう形でされておしま

した。その6町のうち、全てはありませんが、山口市さんと合併されたと思います。そうなりますと、防府市が41%ですが、残りは多分山口市さんと美祢市さんと59%ということになろうと思います。防府市がこういう意味でいけば筆頭の出資者になるわけですが、多分山口市さんもこの25%という数字を超えているのではないかと思うんですが、山口市さんにおかれてもこういった条例を定められておるのか、この辺についてわかればお答え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。出捐金の割合が、今、議員が御質問でおっしゃった割合ではなくて、実は山口県、それから防府、山口、あるいは関連の市の商工会議所、それからわずかではございますけれども、いろいろな、いわゆる地場産業の組合、あるいはそういう団体、そういうところから出ております。

山口市の分を総計いたしますと4.42%という極めて少ない数字でございます。参考までに、県が約20%弱、それから商工会議所が20%弱という形にはなっております。

したがって、こういう条例の制定が必要なのは本市だけということになります。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

議案第50号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第50号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第50号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本会期中の3月4日に議案第22号として提出し、議決を受けております非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正条例について、条例の施行の日を定める附則に一部不備がございました関係上、本来、平成26年4月1日に施行されなければならない改正部分が適正に改正されない状況にありますので、当該附則の規定について改めようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

議案第51号平成25年度防府市一般会計補正予算（第2号）

○議長（行重 延昭君） 議案第51号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第51号平成25年度防府市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

国の緊急経済対策におけます観光庁の「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」におきまして、防府市観光資源活性化協議会が提案を行いました「幸せますのまち防府『幸せ発見』ツアー」が支援事業として選定をされました。

このことによりまして、事業の迅速かつ円滑な実施を図るための経費といたしまして、4ページ上段の7款商工費1項商工費3目観光費におきまして、防府市観光資源活性化協

議会への負担金を計上するとともに、その財源といたしまして、同じページの下段の14款予備費において同額を減額し、補正後の予備費を1億4,648万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま本案が議決されましたが、先ほど議案第33号平成25年度防府市一般会計予算が修正可決されておりますので、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

お昼を過ぎましたが、もう1件引き続いて続行いたします。

議案第52号特別委員会の設置について

○議長（行重 延昭君） 議案第52号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。18番、河杉議員。

〔18番 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） それでは、議案第52号特別委員会の設置について御説明申し上げます。

本案は、本市の主要幹線道路網の整備、海上交通、生活交通及び環境に配慮した交通手

段も含めた総合交通体系の諸問題について調査・研究をするため、総合交通体系調査特別委員会を設置しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました委員会の委員について、防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により次のとおり御指名をいたします。事務局長から御報告いたさせます。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

総合交通体系調査特別委員会委員としまして、河杉議員、木村議員、久保議員、清水議員、田中健次議員、橋本議員、藤村議員、松村議員、山田議員、山下議員、和田議員、以上、11名でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま御報告したとおり御指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで、特別委員会正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

委員会開催のため暫時休憩をいたします。なお、委員会の開催場所は、1階議会運営委員会室でございます。お昼を過ぎて申しわけございませんが、暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後0時32分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

総合交通体系調査特別委員会の委員長には山田議員、副委員長には田中健次議員、以上でございます。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第102条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れでございました。

午後0時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月26日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 吉 村 弘 之

防府市議会議員 橋 本 龍太郎